

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務を実施している。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1、生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2、保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3、申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出し、資産状況の調査をおこなう。 4、保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5、保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6、就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7、大学等に進学、又は就職した人に対して進学・就職準備給付金を支給する。 8、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における口履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システムふれあい、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、統合型専用端末、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「新情報連携主務省令」という。)第2条の表の42の項及び43の項 ・新情報連携主務省令第44条及び第45条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号並びに新情報連携主務省令第2条の表の13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、169、170、171及び172の項 ・新情報連携主務省令第15条、第16条、第20条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第171条、第172条、第173条及び第174条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575－8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072－877－2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 生活福祉課 〒575－8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072－877－2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを順守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業等が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、統合宛名システム(情報連携)への入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	1の③システムの名称	生活保護システムふれあい、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システムふれあい、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条	2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条及び第59条の3	事後	
平成29年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/5/1	2017/3/8	事後	
平成29年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/5/1	2017/3/8	事後	
平成30年12月28日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	四條畷市 健康福祉部 生活福祉課 生活保護担当	四條畷市 健康福祉部 生活福祉課	事後	
平成30年12月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2017/3/8	2018/8/14	事後	
平成30年12月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/3/8	2018/8/14	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、生活保護法(昭和25年法律第14号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務を実施している。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1、生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2、保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3、申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出し、資産状況の調査をおこなう。 4、保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5、保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6、就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。	四條畷市は、生活保護法(昭和25年法律第14号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務を実施している。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1、生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2、保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3、申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出し、資産状況の調査をおこなう。 4、保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5、保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6、就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7、大学等に進学した人に対して、進学準備給付金を支給する。	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課 阪本 武郎	生活福祉課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2018/8/14	令和元年6月5日時点	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/8/14	令和元年6月5日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	
令和2年7月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月5日	令和2年6月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月5日	令和2年6月1日	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ リスク対策	「○」 自己点検 「○」内部監査 「 」外部監査	「○」 自己点検 「 」内部監査 「 」外部監査	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条及び第59条の3	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条及び第59条の3	事後	
令和5年10月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(変更なしにつき省略) 1.生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2.保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3.申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出し、資産状況の調査をおこなう。 4.保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5.保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6.就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7.大学等に進学した人に対して進学準備給付金を支給する。	(変更なしにつき省略) 1.生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2.保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3.申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出し、資産状況の調査をおこなう。 4.保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5.保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6.就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7.大学等に進学した人に対して進学準備給付金を支給する。 8.医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における口履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和5年10月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システムふれあい、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システムふれあい、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、統合型専用端末、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(変更なしにつき省略) 1、生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2、保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3、申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出力し、資産状況の調査をおこなう。 4、保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5、保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6、就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7、大学等に進学した人に対して進学準備給付金を支給する。 8、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における口履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	(変更なしにつき省略) 1、生活保護の相談があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」という。)に登録し、管理する。 2、保護の申請があった場合、その内容をシステムに登録し、管理する。 3、申請世帯、受給中世帯については、システムから照会文書を出力し、資産状況の調査をおこなう。 4、保護開始以降は、システムにて受給世帯の状況を把握し、その上で各世帯の各扶助の決定をおこなう。 5、保護費等の返還等の事由が生じた場合には、システムでその金額を算定し、徴収事務をおこなう。 6、就労開始により保護廃止となった世帯のうち、条件を満たす世帯に対しては、システムで算定した就労自立給付金を支給する。 7、大学等に進学、又は就職した人に対して進学・就職準備給付金を支給する。 8、医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における口履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平26年内閣府・総務省令第5号)第15条	・番号法第9条第1項及び別表の15の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムにより情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・別表第二省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条及び第59条の3	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「新情報連携主務省令」という。)第2条の表の42の項及び43の項 ・新情報連携主務省令第44条及び第45条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号並びに新情報連携主務省令第2条の表の13、14、18、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、169、170、171及び172の項 ・新情報連携主務省令第15条、第16条、第20条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第171条、第172条、第173条及び第174条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		2) 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを順守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業等が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式変更
令和7年10月29日	IV リスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、統合宛名システム(情報連携)への入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	様式変更